

全国エコファーマーネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、全国エコファーマーネットワーク（以下「ネットワーク」と言う。）と称する。

(事務所)

第2条 ネットワークは、主たる事務所を東京都内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 ネットワークは、農業生産活動に伴う環境負荷の低減等を通じ、消費者の求める安全・安心な農産物の生産と、農業の環境保全機能の向上に資する農業生産活動を一層推進するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験を交流しつつ、相互の研鑽を深める。また、消費者や流通関係者とも交流を深める活動を推進していくことを目的とする。

(事業)

第4条 ネットワークは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エコファーマーの拡大及び組織化の促進
- (2) エコファーマーの資質及び役割の向上
- (3) 環境保全型農業技術の拡充
- (4) 先進的技術・取組事例の調査・提供
- (5) 農業の環境保全機能の向上に資する活動
- (6) 交流会、研究会、研修会などの開催
- (7) 環境保全型農業推進のための調査・提言
- (8) 消費者・流通関係者等への情報提供
- (9) アドバイザー等の紹介
- (10) その他目的の推進に資すること

第3章 会員

(種類)

第5条 ネットワークの会員の種類及び入会資格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 第3条の目的に賛同するエコファーマーもしくは、過去にエコファーマーに認定されたことがある農業者の個人又は法人又はそれらが組織する団体
- (2) 賛助会員 第4条の事業を賛助する個人又は団体
- (3) 特別会員 ネットワークに対して功労のあった者又は学識経験者等で幹事会において特別会員として推薦された個人及び団体

(入会)

第6条 ネットワークに加入しようとする者は、別に定める様式により会長に入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の申込書の受理をもって入会とする。

(退会)

第7条 退会意思がある正会員及び賛助会員は、別に定める様式により退会届を会長に提出するもの

とする。

- 2 会長は、前項の退会届の受理をもって退会を認める。
- 3 退会時に会費納入が滞納している場合は、その支払を完了しなければならない。

(会費)

- 第8条 正会員は、幹事会が定めるところによる会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、幹事会が定めるところによる賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 特別会員は、会費を免除する。
 - 4 会費の額については、別に定める。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をし、除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

- 第11条 ネットワークに、次の役員を置く。
- (1) 幹事 8人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 幹事のうち、1人を会長、3人以内を副会長として置くことができる。

(選任等)

- 第12条 幹事は、正会員の中から推薦を受けて、幹事会において選任する。
- 2 監事は、正会員又は賛助会員の中から推薦を受けて、幹事会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は幹事会において、幹事の互選により選出する。
 - 4 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第13条 会長は、ネットワークを代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在の場合は、その職務を代行する。
 - 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 幹事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを幹事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、幹事会の招集を請求すること
 - (5) 監事は、幹事会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(任期)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第15条 役員が、職務上の義務違反や役員としてふさわしくない行為、心身の不調により職務の執行に堪えないと認められた場合、幹事会の議決で解任することができる。

(報酬)

第16条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

第5章 幹事会

(種類及び開催)

第17条 幹事会は、通常幹事会と臨時幹事会の2種とする。

2 通常幹事会は、毎年2回開催する。

3 会長が必要と認めたとき又は、監事から招集の請求があったときは、臨時幹事会を開催することができる。

(招集)

第18条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載した書面をもって、おそくとも7日前までに通知しなければならない。

(構成)

第19条 幹事会は、最高議決機関とする。

2 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって構成する。

3 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 幹事会は、会長の指示を受けて必要な事項を審議する。

5 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立する。

6 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(幹事会に付議すべき事項)

第20条 会長は、規約で別に定めるもののほか、次の事項を幹事会に付議しなければならない。

1 事業計画及び収支予算の決定又は変更

2 事業報告及び収支計算の承認

3 規約・規程の制定及び改廃

4 ネットワークの解散

5 幹事会の議決した事項の執行に関する事項

6 その他、幹事会の運営に関する重要な事項

(議事録)

第21条 幹事会の議事については、必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名、捺印をしなければならない

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 この規約は、幹事会において幹事総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第23条 ネットワークは、幹事会において幹事総数の4分の3以上の議決をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第24条 ネットワークが解散のときに有する残余財産は、幹事会において幹事総数の4分の3以上の議決をもって、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第25条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第26条 ネットワークの収入は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(監査)

第27条 ネットワークは、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、幹事会の開催日前までに、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他必要とする書類

第8章 事務局等

(事務局)

第28条 ネットワークの業務を円滑に執行するため、事務局をおく。

- 2 事務局は、(財)日本土壌協会内に置く。
- 3 事務局長は、幹事会で承認を得て、会長が任命する。
- 4 庶務は、事務局長が総括し、処理する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を得て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第29条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の書類の備え付けは、電子媒体により行うことができる。

(個人情報の管理)

第30条 役員及び事務局は、ネットワークが実施する事業により知り得た個人情報について、厳格に保有するとともに流出や人権の侵害に十分注意しなければならない。

第9章 雑則

(雑則)

第31条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、幹事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

1. この規約は、ネットワークの設立のあった日から施行する。
2. 本規約の施行日の幹事は、全国エコファーマーネットワーク化推進準備委員会幹事及び監事をもってあてる。
3. 第8条の会費については、平成23年4月1日から適用する。